

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

イタリア産生鮮セロリの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりジフェノコナゾール（0.06ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、国内流通しているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようお願いいたします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生鮮セロリ
届出数量	5カートン 28.00 kg
輸出国	イタリア
産地又は製造者	イタリア
輸入者	株式会社 佐勇 東京都港区六本木7-2-5
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成21年10月4日
輸入届出受付番号	第21018396280号-6欄
検査結果	ジフェノコナゾール (0.06ppm)
違反確定日	平成21年10月16日